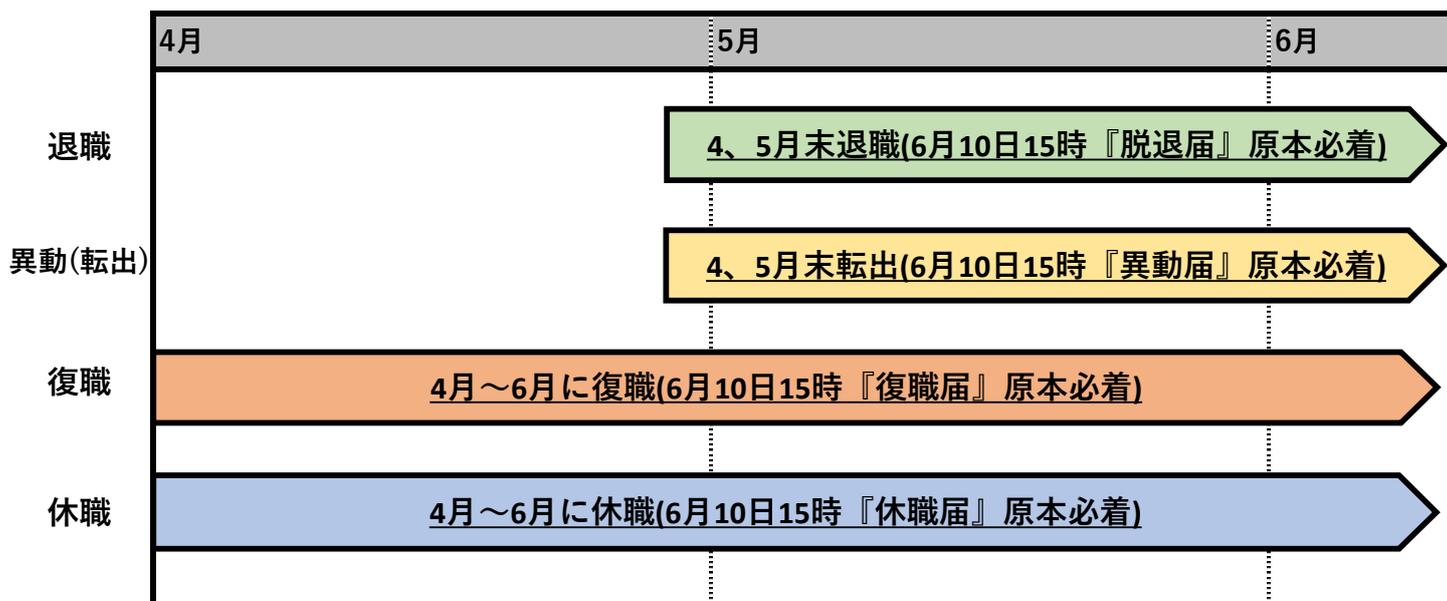


掛金等更新月（6月）のご注意

- 4月11日以降に転入、復職の届出があった施設・団体様には『共助会共済報酬月額算定基礎届』（様式第12号）を同封しております。ご記入、代表者印を押印のうえ、**5月22日(水)までに原本を郵送にてご提出ください。**
- 『掛金および加入者負担金決定通知書』は5月24日頃に発送予定です。**必ず更新する本俸が間違いないかをご確認ください。(訂正が必要な場合は、早急に共助会までご連絡ください。)**
- USBおよび算定確認書類が未提出の場合は、**前年度算定額での更新**となりますので、ご注意ください。

⚠ 6月は更新月のため、請求が確定した後に下記の遡及処理はできません



- 期日に間に合わなかった場合には、届出書類通りの処理ができなくなります。
例) 6月10日(月)15時までに、5月末退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒6月分の掛金を請求させていただき、6月末退職処理になります。
例) 6月10日(月)15時までに、5月末転出、6月転入者の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをしていただきます。旧施設に6月分の掛金を請求させていただき、6月末退職処理になります。

※加入手続きについては、通常月のとおり、2か月まで遡及処理が可能です。

郵便事情も考慮し、必ず6月10日(月)15時までに到着する発送方法でご送付ください。